

Title	企業行動の社会問題化に関する研究方法論的考察：社会問題の社会学と翻訳のポリティクスの視点から
Author	竹岡, 志朗 / 高柳, 直弥 / 川村, 尚也
Citation	経営研究. 59(2); 29-46
Issue Date	2008-07
ISSN	0451-5986
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学経営学会
Description	

Osaka City University

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

企業行動の社会問題化に関する研究方法論的考察

— 社会問題の社会学と翻訳のポリティクスの視点から —

竹岡志朗・高柳直弥・川村尚也

- 1 はじめに
- 2 社会問題の社会学に関する先行研究
- 3 分析枠組みとしての ANT
- 4 調査方法
- 5 事例分析
 - 5.1 偽装発覚以前の赤福
 - 5.2 偽装発覚とクレーム申し立てによる社会問題の構築
 - 5.3 非・人間アクターも含めたアクター・ネットワーク
 - 5.4 分析のまとめと他のアクター・ネットワークの変化
- 6 結びと今後の課題

1 はじめに

昨今、海外製小麦などの原材料価格の高騰に伴って喧伝されている食料自給率の問題や、冷凍食品に農薬が混入していた事件がきっかけとなって世間を騒がせた輸入食料品の検品体制の問題、地域ブランド認定やその産地・原材料の表示などに関する問題、メタボリックシンドロームなどに代表される健康に関する問題など、食に関する問題を議論する機会が多く見られる。

その中でも、ここ数年で企業による食品偽装が相次いで発覚しており、新聞などの記事を見ると、世間ではこれらを「社会問題」として取り扱っているように見える。こうした企業行動を社会問題として研究対象とすることの是非は、社会問題とは何かについて異なる背後仮説を持つ研究者によって分かれるであろうが、本稿ではその一例として、株式会社赤福（以下、赤福）による（とされる）食品偽装を取り上げ、社会問題の構築過程と企業行動の「社会問題化」についての研究のあり方を考察する素材として用いる。

2007年に「発覚」したこの偽装がマスメディアで報じられ、監督機関などによる調査が進められることで、関連する様々な要素（従業員や冷凍庫、包装紙など）が見えるようになった。本稿では、これらの要素がどのようにこの偽装という企業行動を社会問題化していったのかという、社会問題の技術次元における分析のあり方についての方法論的考察を試みる。そのなかで、この企業行動を社会問題化しようとする様々な動きを、それまでの関係を構成していた各

要素を変化させようとする動き、あるいは、新しい要素を持ち込むことで、自分達の構想する構成をつくりだそうとする動きとして捉えていく。

このような考察を進めていく上で、本稿が用いる分析枠組みはアクター・ネットワークセオリーである。詳細は3節で見るが、本稿ではこの分析枠組みを用いて、赤福による偽装がその技術次元においてどのように社会問題化され、その過程で、赤福とこれまでに築かれたさまざまな要素との関係がどのように変化していくのかを見ていく。そしてこれを通してアクター・ネットワークセオリーが、社会問題研究の方法としてどのような利点を持つのかについて考えていく。

なお本稿はあくまで、社会問題の構築過程と企業行動の社会問題化に関する学術研究のあり方についての方法的考察を目的としており、2007年に農林水産省や三重県など行政機関による処分が行われ、以後マスメディア等で報じられている、赤福による（とされる）偽装の真相解明やその社会問題化（あるいは非問題化）を企図するものではないことを、予めお断りしておく。

2 社会問題の社会学に関する先行研究

特定の企業行動が社会問題化していく過程を見ていく手がかりとして、本稿では社会問題の社会学と呼ばれる一連の研究を用いる。既存の社会問題研究は、社会学理論における二つの支配的なパースペクティブを背後仮説とする、二つのアプローチで展開されてきた。一つは、「社会問題は『客観的』現実であり、その『客観的』事実が集合行動と政治活動を生み出す」と主張し、社会問題が実在する状態を志向するアプローチである。もう一つは、「社会問題は、本質的には集合行動と政治過程によって生み出される」と主張し、社会問題のつくられる活動に興味をもつアプローチである（Mauss, 1977, p. 601）。以下では便宜上、前者を客観主義アプローチ、後者を構築主義アプローチと呼ぶ。

客観主義アプローチは、社会問題を「人々が共有している社会的標準と社会生活の現状との喰い違い（Merton, 1969, p. 416）」、すなわち、何らかの環境上の不調和な状態の産物として、規範的基準を用いて説明する傾向がある（Troyer and Markle, 1983, 邦訳 11 ページ）。このアプローチによる研究は、機能主義的に社会問題を定義することで、そのような過程の測定・観察・評価を研究の中心に据える。

また、客観主義アプローチの一種として、ある社会状態を社会問題と分類するのはイデオロギーと関連しており、マルクスやウェーバーのように、社会は表面的もしくは潜在的に対立しあい、しばしば相争う諸集団によって構成されるものと見る、「価値葛藤」アプローチも存在する¹⁾。このアプローチによる社会問題の実態とは、「社会の中で支配的な位置にあるグループが、社会統制に関わる制度や機関を左右して、自分達の規範的基準を他のグループの人たちに押しつけるという事態（中河、1999、14 ページ）」である。

しかしながら、これらの客観主義アプローチには、どのくらいの人々が共有すれば社会的基準と呼べるのが研究・研究者によって異なる、あるいは、人によって問題とみなす状態が異なるにもかかわらず、それを特定化しようとする、などの方法論上の問題点が指摘されている。また価値葛藤アプローチは、社会のメンバーによる状態の定義を強調しながら、実際の研究では、客観的状态を分析する機能主義的方法を再導入してしまい、定義過程に焦点を当てるという独自性が曖昧になる（Spector and Kitsuse, 1977, 邦訳 69 ページ）という問題点も指摘されている。

これらの客観主義アプローチへの批判として登場した構築主義アプローチは、研究対象を「問題とされる状態」ではなく「問題の定義過程」とする。このアプローチでは、社会問題を「なんらかの想定された状態について苦情を述べ、クレームを申し立てる個人やグループの活動（Spector and Kitsuse, 1977, 邦訳 119 ページ）」と定義する。その上で、社会問題の理論の中心課題は、「クレーム申し立て活動とそれに反応する活動の発生や性質、持続について説明すること（Spector and Kitsuse, 1977, 邦訳 119 ページ）」であるとする。このアプローチでは、クレーム申し立てをした人の数や属性、その申し立ての内容を議論しない。それにより、前述の機能主義的分析において難点であった、研究対象の幅の適正さの問題が回避できる。また、クレーム内容の真偽や妥当性を問わない。その理由は、人々がクレームを実際にどう取り扱い、それをめぐってどんな実践がなされるのかを問題にするからである（中河、1999、25 ページ）。

このような構築主義アプローチでの社会問題研究について、キツセとスペクターは、『精神医学界における精神医療の乱用問題』についての事例研究を、サンプルとして提示する。ただしこれが唯一の方法ではなく、対象の範囲（タイムスパン）の絞り方の違い²⁾や、クレーム申し立てを基礎としながらも、エスノメソドロジ的ではなく他の理論と結びつける³⁾ことによって、様々な構築主義アプローチによる社会問題研究がなされてきた。（中河、1999、40 ページ）。

その一方で、構築主義アプローチによる説明は、類似した構造を持つ（Woolger and Pawluch, 1985, 邦訳 186 ページ）。それらのいずれにおいても、「クレーム申し立て活動が対象とする現象や想定された状態」、「状態についてなされる一つないしはそれ以上の定義やクレーム」、「クレームメイカーのアイデンティティ」を同定できる。またそこでの事例研究は「行動と状態のある組み合わせを持ち出し、それに結びつく様々な反応のイメージを提示する」前半部分と、「社会－歴史的環境の諸特性（社会構造や文化的概念、はやりの世界観など）を呼び出してきて定義の変動幅を説明する」後半部分によって構成される（Woolger and Pawluch, 1985, 邦訳 186-187 ページ）。この構造は「オントロジカル・ゲリマンダリング⁴⁾」と呼ばれる、構築主義アプローチの方法論上の問題点として指摘され、構築主義論争⁵⁾の引き金となった。

この論争を解決するための提案として、テキストに媒介されたクレーム申し立てだけではなく、クレームにならない声ややりとりにも目を向けるべきであるとする指摘⁶⁾がある。中河(1999)は、エマーソンとメシンジャー(1977)の「トラブルのマイクロポリティクス」の議論を用いて、この指摘に応える方法を検討している。

「トラブルのマイクロポリティクス」の視点から、「クレームになる前のやりとり」を考察すると、ある状況についてのやりとりがクレームとしてテキストに媒介されるか、クレームにならないのかは、個々の状況の枠組みの中で、繰り返し回顧的に再定義されることによって決まる。エマーソンとメシンジャーの議論においてそれらを決定していくのは、当事者の親しい友人や親族の他に、公式の資格を持つ職業的な医師や弁護士、カウンセラーなど「トラブル処理屋(troubleshooter)」の関与である。このトラブル処理屋は、自らの専門的理論と仕事の手順とを援用することにより、トラブルに対して客観的な定義を下す。それゆえ最初にどのトラブル処理屋にトラブルのクレームが持ち込まれるかによって、後の展開は大きく変わる(Emerson and Messinger, 1977, p. 127)。

これに対してわれわれは、社会問題研究の構築主義アプローチが構築主義論争に巻き込まれた理由は、実際の分析にあたって、クレーム申し立て活動の連鎖である言説実践のみを分析対象としてきたためと考える。構築主義アプローチによる研究の多くは、相互作用過程に焦点を当てて「誰が何を語るのか」を細かく見ていく中で、クレームを主張する人間だけをアクターとしてきた。トラブルのマイクロポリティクスの分析も、友人や親族、トラブル処理屋といった人間だけに状況の定義を委ねている。一方、本稿で用いるアクター・ネットワークセオリー(以下ANT)は、アクターとして人だけではなく、非-人間(non-human)も含める分析枠組みである。次節において、このANTの特徴を見ていくことにする。

3 分析枠組みとしてのANT

本稿の分析枠組みとして使用するANTの最大の特徴は、科学的知識の形成を、技術あるいは社会的要因のどちらか一方だけで説明しようとするのではなく、技術と社会を包含した、集合的アクターの歴史的形成過程として説明する点にある(Latour, 1999)。このようなANTの諸概念のうち、今回は主に、「翻訳(translation)」と「必須の通過点(obligatory passage point)」という二つの概念を使用する。

まず、ANTにおいては翻訳(Latour, 1987; 1999)という概念が、アクター間の関係性を見ていく上で中心的な概念となる。翻訳とは、他者のアイデンティティを変化させる、場合によってはその形態を変化させる行為をさす。ここでアイデンティティに含まれるものは、他のアクターのエージェンシー⁷⁾や問題設定である。翻訳者は、自身の行為を達成するために他のアクターを翻訳し、自身が構築するアクター・ネットワークに取り込もうとする。言い換えれば、自身の問題設定に合わせて、他のアクターの問題設定を変化させることによって、自身

のネットワークに取り込む。

しかし、他のアクターのアイデンティティを翻訳するだけで、そのアクターがアクター・ネットワークに取り込まれるわけではない。この時、翻訳者は、自身が必須の通過点になるように、他者のアイデンティティを翻訳する（Callon, 1986; Latour, 1987）。必須の通過点とは、諸アクターが自身の問題関心を解決しようとする際に、必ず通過しなければならないアクターをさす。翻訳者は他のアクターの問題設定を、自身のアクター・ネットワーク内でなければ解決できないような形に翻訳することで、自身を必須の通過点とし、アクター・ネットワークを構築する。

最後に、ANTの基本原理である不可知論（Callon, 1986）について触れておく。ANTにおける不可知論とは、誰もが前もってアイデンティティを確定されたり、何が妥当であるかが決定されないという原理である。次節の調査方法についての議論でも、この不可知論が中心的な位置を占める。ANTにおける不可知論は、すべてのアクターに適用される。しかし、この不可知論は一つの問題を抱えてしまいかねない。これまでのANTの事例研究では、既成の科学的知識の形成過程が分析されてきた。そこでは、特定のアクターがあらかじめ翻訳者として同定され、そのアクターの実践を通じて科学的知識の形成過程が記述されてきた。つまり、客観的な歴史的過程を知る研究者によって、特定のアクターが主役となる過程記述が行われ、不可知論が分かりにくくなっている。裏を返せば、ANTを使って分析をする研究者が、外部の特権的な視点をもつように感じられてしまう。そこで本稿では、この方法論上の問題に対する、一つのアプローチの可能性を提起したい。

4 調査方法

われわれは本稿の調査対象を、赤福による製品ラベル偽装の発覚に始まる、一連の現象に設定する。これにはいくつかの理由がある。ひとつは、前節でも触れたように、アクター・ネットワークの基本原理である不可知論を徹底するためである。現在進行中の社会問題化現象（執筆時：2008年1月）を分析することで、また、必須の通過点の新たな解釈によって、ANTを用いて分析するわれわれ自身への不可知論の適用可能性を示したい。

もう一つの理由は、これまでの構築主義アプローチでは論じることのできない事象を議論するためである。われわれは本稿を、企業行動の社会問題化の過程を論じるだけでなく、これからの社会問題の社会学の展望を開く方法論的試みとも位置づけている。このため、偽装をおこなった複数の企業を薄く広く論じるよりも、一企業に限定して、ANTという新たな視点からのアプローチを試行することが有益であると考える。

データの収集にあたっては、新聞・雑誌・書籍の記事、パンフレット、インターネットの「クチコミ」といった二次資料を利用し、観察やインタビューは行っていない。本稿では、構築主義アプローチと同様に、社会問題を一種の知識の形成過程として捉えているからである。

知識の形成過程とは、アクター・ネットワークにおける翻訳の連鎖の過程である。翻訳された「銘刻」(Latour, 1999)としての記事は、社会問題を形成しているアクター・ネットワークに解放され、アクター・ネットワークのエコロジーを変化させる。この銘刻は、その翻訳の連鎖が隠され実在を獲得することによって、それを作り出したアクター以外のアクターに対しては、ブラックボックスとしてアクター・ネットワーク上に現れる。ゆえに以下では、分析をおこなうわれわれにも、そのブラックボックス化された記事等の二次資料の内容が「正しい」のかどうかは分からない、という徹底した不可知論を適用しつつ、事例分析を試みる。

5 事例分析

5.1 偽装発覚以前の赤福

赤福は、宝永4年(1707年)の創業以来300年間続く、三重県伊勢市に本店を置く企業とされている。主要商品である赤福餅は、伊勢土産として有名であり、明治期にはすでに伊勢名物となっていたといわれる⁸⁾。伊勢湾台風による深刻な被害や、第二次大戦中の休業を乗り越え、戦後は支店や百貨店の直売店を開店させ、1993年には三重県伊勢市に、江戸時代から明治にかけての伊勢路の代表的な建築物を移築、再現した「おかげ横丁」をオープンさせた。「おかげ横丁」の高い集客力が評価され、赤福の濱田会長は2004年に国土交通省から「観光カリスマ」に指定されている。また「三重観光ガイド」や「チャンネル三重」など、三重や伊勢の情報案内でも頻繁に老舗や伊勢名物として紹介されるように、三重県や地元の人々、観光客などにとって大きな存在であるといわれている。

まず、こうした偽装が発覚するまでの赤福の様子をANTの視点から分析し、赤福によって翻訳された様々なアクターから構成されるアクター・ネットワークを捉えていく。

例えば「おかげ横丁」のホームページには、以下のような紹介文が掲載されている。

伊勢名物「赤福」が『内宮の門前町「おはらい町」の中ほどで、約300年間変わらず商いを続けてくれたのも、お伊勢さんの「おかげ』という感謝の気持ちを持って、平成5年7月に誕生させたまちが「おかげ横丁」です。…江戸時代から明治にかけての伊勢路の代表的な建築物が移築・再現され、この地方の魅力が凝縮されており、三重の老舗の味、名産品、歴史、風習、人情まで、一度に体感していただけます⁹⁾。

ここからは、赤福が伊勢神宮や内宮門前町(おはらい町)、伊勢路の代表的建築物、さらには地元の人々といったアクターを翻訳し、ひとつの門前町を形成してきた様子うかがえる。また、上記の内容からは、観光客や伊勢参りの人々など、一般消費者というアクターの翻訳を見て取ることはできないが、以下のインターネットのクチコミサイトでの、「おかげ横丁にある赤福本店」についてのコメントからは、これらのアクターも赤福によって翻訳され、先述

のアクター・ネットワークを構成する要素となっていることがうかがえる。

『お土産の定番ですが、ここで食べるのはやっぱり一味違います。』

『早朝に伊勢神宮を参拝した後、こちらへ寄りました。五十鈴川の流れをながめながら、作りたてのほんわか赤福を、入れたての緑茶とともにいただきました。旅の幸せな思い出です。』

『赤福は好物で名古屋から2ヶ月に一度は伊勢神宮に行って、その都度赤福食べてます。』

『お伊勢さんの参道、おかげ横丁のちょうど中心にあり…風情ある店の奥には、出来たての赤福がいただける座敷があり、まさしく、浮世絵にありそうなシチュエーション。いにしへの参拝客になったような気がします。』¹⁰⁾

これらのコメントからうかがえる赤福による翻訳とは、観光客や伊勢参りの人々といったアクターのアイデンティティに、伊勢神宮の参拝以外の目的を与えることであろう。おかげ横丁をつくることや、「作りたて」・「一味違う本店の赤福」の提供といったことが、これらを可能にしていたと考えられる。このように、赤福が様々なアクター、つまりおかげ横丁や観光客、伊勢参りの人々を翻訳することによって、一つの大きなアクター・ネットワークが構成されていたと見ることができる。

赤福の製造する赤福餅は、このアクター・ネットワークの必須の通過点となっていたと考えられる。必須の通過点とは、それが他のアクターのアイデンティティを変化させる、つまり問題設定を変化させるものである。ここで他のアクターをみると、おかげ横丁のアイデンティティは、赤福によって翻訳されたものであるが、その赤福のアイデンティティは、赤福餅によって翻訳されたものと考えられる。赤福餅という定番商品を持つことによって、赤福は老舗企業として発展することができたと捉えることができる。

一方、観光客や伊勢参りの人々のアイデンティティも、赤福餅によって翻訳されていると考えられる。上記のように、伊勢参りの目的の中に、赤福本店で赤福餅を食べることが組み込まれている。つまり、おかげ横丁に寄り、赤福餅を食べるように翻訳されていると捉えられる。また、旅行誌などでは、赤福餅が伊勢土産の定番として描かれている。このことによって、赤福餅を土産で買えば、それによって伊勢に行ってきたことを他者に知らせることができ、特別な説明を要することなく、自身のアイデンティティを他者に開示できる。このように、赤福は赤福餅を製造し、それを必須の通過点とすることで、自身のアクター・ネットワークを構築していたと解釈できる。

5.2 偽装発覚とクレーム申し立てによる社会問題の構築

赤福は2007年10月12日に、内部通報者からの偽装の情報をを受けて立ち入り検査を実施した農林水産省から、JAS法違反として行政指導を受ける。ここから様々なアクターによって、

この現象を社会問題化しようとする動きが始まる。

当初この現象は、赤福が原材料の重量順に表示をしていなかったことと、工場において製造した商品のうち、店頭に出荷せず冷凍した商品を解凍・再包装した日を製造日として出荷することの二つの表示違反として現れた。そしてこの違反発覚を受けて、農林水産省は10月15日に、菓子関係19団体の代表者に対して「菓子業界の総点検の実施」を指導する。ところが、10月18日の農林水産省の発表により、店頭売れ残り商品を工場に戻し、製造年月日を書き換え再包装（まき直し）して出荷していたことが判明する。これにより食品衛生法違反の疑いで、三重県伊勢保健所が本社工場の立ち入り検査を行い、赤福に営業禁止処分が下される。その後、売れ残った商品を「餡」と「餅」に分け（むき餡・むき餅）、新しい赤福餅の原料にしたり、関連会社の「和菓子の万寿や」にその一部を販売していたこと、さらにその中には消費期限切れのものを再利用していたことが発覚する。その他にも、作った日ではなく翌日を製造日として（先付け）、消費期限の改ざんを行っていたことも発覚する。

構築主義の観点から捉えれば、以上のような展開の中で、偽装の発覚から様々なアクターがこの現象についてクレーム申し立てを行うことで、社会問題を構築しようとする動きがうかがえる。東海農政局表示・規格課への内部通報者からの情報提供から考えると、この過程は、当初のクレーム申し立てからそれに対する公的機関のリアクション、さらにそれに対するクレーム申し立て、解決策の追求といった、社会問題の自然史の段階モデル¹¹⁾のようなステップを踏んでいると見ることもできる。

これをANTの視点からとらえ直すと、様々なアクターによるクレーム申し立ては、他のアクターを翻訳し、アクター・ネットワークを再構成しようとする動きとして見るができる。つまり、赤福餅を必須の通過点として構成されたアクター・ネットワークは、その赤福餅のアイデンティティが変化することによって、当初のネットワークを変化させざるをえなくなったのである。その過程で、当初のネットワークではそれほど積極的なアクターではなかった保健所や農政局、新聞社や議会などの諸アクターが出現し、新たなアクター・ネットワークが構築されていく。

例えば、当初は農林水産省と三重県との間で、異なるクレーム申し立てがなされていた。農林水産省は、『冷・解凍して製造年月日を偽装するという手口は聞いたことがない。消費者を裏切る行為だ¹²⁾』と主張する一方で、三重県は『赤福餅を食べて体調不良になった事例は報告されていない』『食品の安全性などを規定する食品衛生法に違反はなく、商品の品質に問題は無い¹³⁾』というコメントを発表している。農林水産省は、消費者というアクターを「偽装の被害者」として翻訳し、問題を構築しようしているが、三重県のクレームでは、消費者を被害者として翻訳する意図は見受けられない。

この両者の態度の違いは、第一義的には、それぞれが所管する法律の違いとして解釈できる。農水省が所管するJAS法は、食品表示に関する法律であり、三重県が所管する食品衛生法は、

飲食に起因する衛生上の危害を防止するための法律である。両者はそれぞれが所管する法律に則して、それぞれ異なるアイデンティティを構成しており、立ち入り調査でも、異なるアクター・ネットワークを構築しようとしたと考えられる。JAS 法違反を告発する内部通報者を、自身のアクター・ネットワークに取り込もうとしたかどうかの違いも、所管する法律の違いに関連している。農水省は、この内部通報者を必須の通過点とするアクター・ネットワークを構築しようとしたが、三重県は内部通報者ではなく、食品衛生法を必須の通過点とするアクター・ネットワークを構築しようとしたと考えられる。

クレーム申し立てについては、赤福もまた、それが可能なアクターである。それが、『冷解凍も製造過程のひとつとらえていた¹⁴⁾』として、認識の誤りを謝罪する濱田社長のコメントである。このコメントは、問題の発覚日に出されたもの、つまり製造日偽装が発覚した段階のものであり、食品衛生法ではなく JAS 法の対象となっている段階のものである。このコメントは、赤福餅のブラックボックスが開かれることで、変化してしまいそうになっている必須の通過点を翻訳しなおそうとする動きといえる。製造過程は変化しているが、赤福餅であることには変わりないと翻訳しなおすことによって、以前と同じアクター・ネットワークを構築しようとしたと考えられる。ところがこの動きは、「まき直し」の発覚によって三重県のアイデンティティが変化し、赤福が食品衛生法違反として処分されることによって、実現困難なものになる。なお、後述するように、農林水産省による検査が行われる以前に、この「まき直し」を県が発見できなかったことについて、後にマスメディアから、別の「社会問題」として構築しようとするクレームが申し立てられる。

また、偽装発覚によって必須の通過点が変わろうとしている中で、赤福餅を再度翻訳して必須の通過点にしようとするアクターとして、観光客も見ることができる。以下は事件発覚後の新聞記事において取り上げられた観光客のコメントである。

『皆に持たせる土産は、伊勢の名物、赤福と決めていた。天下の赤福。しっかりしてもらわなくては』¹⁵⁾

『ショックです。伊勢といえば赤福。お土産、どうしよう。』¹⁶⁾

観光客のコメントには、『天下の赤福』『伊勢といえば赤福』という部分があり、また、偽装発覚後の「クチコミサイト」における書き込みには、『本店で食べるのはまた格別でした』というコメント¹⁷⁾がある。これは偽装発覚後の観光客が、赤福餅を必須の通過点にして、前節で見た以前のアクター・ネットワークを構成するための、再翻訳の動きとして解釈することができる。しかし、このような観光客による再翻訳も、この偽装現象が進展する（まき直しが発覚する）中で、『ひどい』『買わない』といったコメントをする人が登場し、実現が困難になっていく。

最後に、別のクレーム申し立てを行うアクターとして、マスメディアを見ておく。

『流通の効率性が優先されると安全性がおろそかになる傾向は、「白い恋人」の偽装にも当てはまる。健康といのちを養う「食べ物」をただの「商品」として扱うようになってしまったのだ。うち続く偽装表示の発覚で、消費者も敏感になっている。…伊勢神宮の「おかげ」で、ここまで育った老舗である。』¹⁸⁾

『組織的な不正や隠ぺいが明らかになり、再開までの道のりは険しそうだ。地域を代表する企業だけに、雇用や取引先への影響も懸念される。』¹⁹⁾

このように中日新聞は、まずは「白い恋人」という過去の食品偽装を「似たケース」として取り上げて赤福を翻訳し、この現象を食品偽装問題として構築しようとしている。また、『今年に入ってから食品偽装事件が相次いでいる。』²⁰⁾と述べる記事では、ミートホープや不二家を登場させている。そして問題となった赤福餅を「安全性のおろそかになったただの商品」と翻訳することで、消費者を「このような危険にさらされている人々」として翻訳している。さらに、伊勢神宮や従業員、取引先といったアクターも「被害者」と翻訳して、社会問題を構築していく様子うかがえる。こうしたクレームは、中日新聞が他の諸アクターの翻訳を通して、自身を必須の通過点として位置づけようとする動きとみることができる。つまり、他の事件を引き合いに出すことで「計算の中心」²¹⁾としての自身の位置づけを確立し、それによって自身を正当化する一方で、一般消費者を被害者として翻訳し、自身の構成しようとするアクター・ネットワークの中に取り込んでいる。

以上のように、赤福の偽装が発覚したことにより、様々なアクターによるクレーム申し立てが行われ、社会問題の構築過程において他のアクターを翻訳する動きが見られた。そこには、誰を必要なアクターとして取り込み、そのためには何を必須の通過点として社会問題を構築するかという、諸アクターの駆け引きが見て取れる。しかしながら、前述したように本稿では、社会問題研究の構築主義アプローチは、様々な組織や観光客など人間アクターによるクレームという言葉実践のみを分析していただくだけでは、不十分であると考えられる。そこで次節において、人間アクターによるクレームという言葉実践のほかに、餡や餅、工場、冷解凍設備などの非人間アクターも含めたアクター・ネットワークの分析を行う。

5.3 非・人間アクターも含めたアクター・ネットワーク

ここまでの分析では、赤福というアクターのアイデンティティを、それ以上に細分化することなく取り扱ってきた。しかし ANT の考え方からすると、赤福は、従業員、経営者、餡、餅、包装紙、はんこ、工場、店舗、配送車、冷解凍設備など、様々な人間および非人間アクターから構成される特定のアクター・ネットワークを単純化したアクター、というアイデンティティをもつ。そして、これら人間および非人間アクターのアイデンティティは、ネットワーク内の他のアクターとの関係に依じて、相互に規定されていると考えられる。そこでは以下では、社会問題を構築していく過程で、人間および非人間アクターから構成される赤福のアクター・

ネットワークが、どのように変化したかをみていく。

まずは赤福餅が商品として、そのアイデンティティを獲得する過程から振り返る。赤福餅が現在のような餅に餡をのせたものになったのは、伊勢神宮に「おかげ参り」にきた多くの人をもてなす際に、餅で餡をくるむ時間的余裕がなく、餡で餅をくるんでもてなしをしたことが始まりであり、それが今も変わらず続いているとされている³⁴⁾。つまり、店舗で餅をつくり販売する従業員や伊勢参りに来た人々の中で、また社会的背景やそれに対応した製造工程の変化によって、赤福餅はつくられたということになる。餅の生産や流通過程において、他のアクターによって意味づけられ、役割づけられることによって、赤福餅というアクターとしてのアイデンティティを獲得したといえる³⁵⁾。

このようなアイデンティティを獲得した赤福餅が、さらに伊勢名物として評判が高まっていく³⁴⁾ ことによって、赤福餅による他のアクターの翻訳がおこなわれ、赤福のアクター・ネットワークが再構成される。伊勢名物となった赤福餅は、従業員や店舗など、商品を販売するという問題設定をもつ諸アクターのアイデンティティを変化させ、さらに製造工程の大量生産方式への変更によって、工場や配送車などのアクターのアイデンティティも変化させる。そしてこのような変化の中で、赤福の偽装において重要な役割を果たす、はんこや包装紙といったアクターもアイデンティティを獲得する。

赤福は、1973年に伊勢神宮の式年遷宮で観光客が増える特需に合わせて、冷解凍設備を導入した。この冷解凍設備は、需給調整のためのものと翻訳されることによってアイデンティティを獲得し、そこから冷解凍設備というアクターによる、他のアクターの翻訳が展開される。まず赤福餅のアイデンティティは、「温度管理ができていれば冷凍することができ、解凍した日を製造日とできる商品」へと変化する³⁵⁾。さらに製造日を記載するためのはんこは「同じものを二度冷解凍するのを防ぐもの」へと、赤福餅を販売する従業員は「優先順位を認識して販売する人」へと翻訳されていく。

また、商品の製造や売れ残り品の処分に関わるアクターも翻訳される。商品の製造や処分の場所としてのアイデンティティをもっていた工場は、「温度管理ができており、未出荷の商品を冷解凍できる場所」へと翻訳され、配送車も「温度管理ができている、製造の一工程」となり、配送車の中にある商品は「未出荷のもの」とされるようになる。さらに配送車には、工場での処分するために、店頭売れ残り品を回収する役割も付与される。アイデンティティが変化した配送車は、「店頭売れ残り品」と「工場」のアイデンティティをさらに変化させ、工場において、店頭売れ残り品を冷解凍した上で再出荷する作業や「むき餡」「むき餅」の作業を可能とする。これによって「まき直した商品の売れ残り」を「残率」として会議で示すなどのことが行われ、赤福の従業員は「残を減らし、損をなくさなくてはならない」役割をになう存在へと変化する。

以上のように、偽装発覚までの赤福のアクター・ネットワークにおいて様々な翻訳の連鎖が

生じ、偽装として処分対象となった過程が相互規定的に構築されていったと考えることができる。この過程では、社会的な要因と技術的な要因が密接に絡み合い、相互に翻訳を行うことによって、偽装が起こる土壌を形成していった。この過程は、特定企業の偽装行動を社会問題化していこうとする、当該企業以外のアクターによる様々なクレーム申し立て活動とは別の、当該企業による社会問題の構築過程と捉えることができる。

5.4 分析のまとめと他のアクター・ネットワークの変化

以下では、5節のこれまでの議論をまとめ、様々な人間アクターと非・人間アクターによって構築された社会問題が、異なるアクター・ネットワークの中に取り込まれ、他のアクター・ネットワークを変化させていく過程を見て、本章を締めくくる。

これまでの分析では、赤福による偽装発覚後に、様々なアクターによるクレーム申し立てがなされ、赤福のアクター・ネットワークを社会問題として再構成しようとする動きや、以前のままに維持しようとする動きが見られた。その再構成を可能にするのが、自身のアクター・ネットワークに他のアクターを取り込むための、他のアクターの翻訳である。あるアクターが他のアクターを取り込むということは、他のアクターにとって自身が必須の通過点となるようにすること、あるいは必須の通過点を自身のネットワークの中に保持することである。つまり、他のアクターの問題設定を、自身のアクター・ネットワークでしか解決できないような形で、他のアクターを翻訳するということである。

たとえば、中日新聞の提示するアクター・ネットワークで翻訳される消費者は、自身の健康のためにクレームを申し立ててくれるアクターを必要とし、その一方で中日新聞は自身のクレームを補強するために被害者としての消費者を必要としている。また赤福は、赤福餅のアイデンティティを再構成することで、以前と同じアクター・ネットワークを構成しようとする。しかし、そのクレームを行う場を提供するメディアが、赤福による偽装を社会問題化するためのネットワークを構成しようと活動し、またその活動の過程で次々と必須の通過点となるものを取り込んでいくことによって、赤福は異なる形でのアクター・ネットワークの再構成を迫られる。これが創業家役員の退任やコンプライアンス部門の設立といったソフト面に関する変化、あるいは冷解凍設備の廃止や影響店舗の縮小などの形で現れたといえる。

一方で、あるアクターのアイデンティティが、他のアクターによって翻訳されることで変化すると、そこからまた別のアクター・ネットワークのブラックボックスが開かれる。赤福のアイデンティティが変化することで、開かれたブラックボックスのアクター・ネットワークを再構成しようとする動きが見られる一方で、別の変化が生じる。その一例として、内閣の基本方針の一つであった「国民の安全・安心を重視する政治への転換」の内容の変化をあげることができるだろう。赤福による偽装の発覚後、これに関連する「生活安心プロジェクト」の関係閣僚会議では、「食品表示特別Gメン」の新設、国の出先機関と都道府県による「食品表示監視

協議会」、関係省庁間では「食品表示連絡会議」の設置が決定された。これらの結果は、今回の赤福の事件で生じた法律や行政のアイデンティティの変化を受け、別のところでもアクター・ネットワークが変化したものと考えられる。

また別のところでは、伊勢新聞が今回の事件を異なる形で問題化しようとする動きが見られる。

『赤福問題への県の対応で、不備な点は三つある。① 過去何度も伊勢保健所などに通報がありながら、解明に至らなかった ② 昨年度に二回、今回と調査に入りながら、食品衛生法違反を見つけることができなかった ③ 県独自の食の安全・安心策の崩壊—だ。…県の赤福問題への不適切な対応は、装置をどうつくるかに執着し、つくった装置でどういう県政を展開するか、まずいかうまいか、まずければどうするかに思い至らない野呂県政の弱点を浮き彫りにした。』²⁶⁾

伊勢新聞は、上記の記事に代表されるように、単に赤福による偽装行動を批判してだけでなく、知事や保健所といった三重県の批判をも積極的に展開している。このような記事は、三重県民や地元の人々を「県政の被害者」として翻訳することで、偽装問題を「野呂県政の問題」として構築しようとする動きと考えられる。つまり、赤福による偽装行動を、批判者たる伊勢新聞自身を正当化する資源として用いて、自身の県政を批判するアイデンティティを再構成する一方で、県民の視線を赤福から県政へと向かわせるように、県民を被害者として翻訳する。こうすることで、伊勢新聞は県政批判を行うアクターの必須の通過点となるように、独自のアクター・ネットワークを構成しているといえる。

その他にも、三重県による「法律や行政の問題」としての問題構築への動きも見られる。例えば、野呂昭彦三重県知事は、9月の県による調査で偽装を見抜けなかったことに改めて陳謝した上で、表示基準が食品衛生法と JAS 法の 2 通りあることについて、『県民にわかりにくく、国も縦割り行政。この際、法律を考えるべきだ²⁷⁾』と述べている。また、三重県議会は 12 月 7 日に以下の意見書を国に提出している。

『また、食品の安全性の確保等に関しては厚生労働省所管の「食品衛生法」、品質表示の適正化等に関しては農林水産省所管の「JAS 法」、さらには業者間の公正な競争の確保等に関しては経済産業省所管の「不正競争防止法」等と、対象が同じ商品であるにもかかわらず、法律ごとに規制・指導する所管官庁が異なり、十分な連携が図られているとはいえないことなどから、消費者及び事業者混乱を与える原因となっているところである。よって本県議会は、食品の安全・安心の確保と信頼の回復を図るとともに、国民の健康を守るため、国において、下記の事項を早期に実施するよう強く要望する。』²⁸⁾

これらのクレームにも、アクターの翻訳が見て取れる。ここでは県民や消費者、事業者を

「分かりにくい複数の法律に困惑する存在」として翻訳することで、三重県はこの偽装問題を、「縦割り行政や法律の問題」として構築しようとしていることがうかがえる。

こうした様々なアクターによるクレーム申し立てによって、「何が社会問題なのか」が構築されていく。さらにこれらのクレーム申し立ては、それが構築しようとするアクター・ネットワークとは別のアクター・ネットワークの変化のきっかけともなる。赤福の偽装が社会問題として構築される過程で、前述した政府のプロジェクトの他に、日本社会におけるコンプライアンス概念も変化し、これらの変化が関係省庁や地方自治体、食品関連企業などのアクターの動きをさらに変化させ、より広汎なアクター・ネットワークにおける諸アクターの相互規定が進んでいるようにみえる。ANTの視点から見た社会問題の構築過程とは、社会問題研究の構築主義アプローチが注目してきたクレーム申し立て活動からは直接に説明できないような、広汎なアクター・ネットワークにおける複雑・多様な変化の連鎖として捉えることができる。

6 結びと今後の課題

ここまでアクター・ネットワークセオリーの観点から、赤福による偽装という企業行動が社会問題として構築される過程を分析してきた。最後に結論と、社会問題研究の方法としてのANTの利点、そして今後の課題について述べたい。

まずは結論である。われわれは今回の分析で、社会問題の構築過程が、必須の通過点の変化の過程であることを論じてきた。つまり、偽装発覚前の赤福のアクター・ネットワークでは、赤福餅が必須の通過点であったが、偽装発覚後、つまり赤福餅のアイデンティティが変化した後には、登場する諸アクターが様々なものを翻訳し、それぞれに必須の通過点を自身のクレームに沿うものに変化させ、あるいはそれを取り合っているようにみえる。たとえば、赤福による、赤福餅は「以前と変わらない」という翻訳、中日新聞による、赤福餅は「問題のある商品」、消費者は「被害者」とする翻訳、さらには農水省による、内部通報者の取り込みによる問題構築から赤福への行政処分などが、そうした動きとして解釈できる。これらの動きは、それぞれのアクターが必須の通過点となりうるアクターを翻訳し、自身のアクター・ネットワークに取り込もうとする動きであり、いわば翻訳のポリティクスの過程といえる。また、伊勢新聞は赤福による偽装自体を必須の通過点となるように翻訳し、それまでとは異なった形で三重県議会を批判している。社会問題は、単に特定の現象を中心とする閉鎖系の中で進展していくものではなく、他のアクター・ネットワークにも波及し影響を与えるようにもみえる。

また、5.3では、これまでの社会問題研究の構築主義アプローチでは取り上げられてこなかった非-人間アクターに焦点を当て、人間アクターによる非-人間アクターの翻訳だけではなく、非-人間アクターによる人間アクターの翻訳をもみていくことで、社会問題の構築過程の、これまでは描かれることのなかった側面の分析を試みた。ここでは、社会問題の「原因」が、人や社会、技術だけに還元できるものではなく、非-人間を含めたアクター・ネットワークと、

その中でアクター間の相互翻訳による変化の過程にあることを論じた。本稿の事例では、伊勢神宮の式年遷宮で観光客が増えるという社会的要因、作り立てを食べたいという消費者心理、大量生産を志向することになる経営的要因、そしてそれを可能にする冷解凍設備という技術的要因が複雑に絡み合い、それぞれのアクターが互いを翻訳することによって構成されたネットワークの中で、必須の通過点の取り合いによって社会問題が構築された、という解釈が可能であることを示すことができたと考えられる。

次に、社会問題研究の方法としてのANTの利点として、前述したように、人間および非人間アクターによる諸アクターの翻訳と必須の通過点の取り合いに注目することによって、社会問題の構築過程を、クレーム申し立て活動の分析だけでは得ることのできない、広汎で複雑・多様なアクター・ネットワークの変化の連鎖として描き出すポテンシャルを指摘することができる。本稿で同定した諸アクターが、常に他のアクターから翻訳される存在であり、また、翻訳するアクターが変われば、翻訳されるアクターのアイデンティティが異なってくることも、事例を用いて示すことができたと思われる。

最後に今後の課題として、第一に、ANTの原理である不可知論を徹底する一つの可能性として、本稿で試みたわれわれ研究者への不可知論適用の方式について、認識論・存在論双方の視点から、さらに考察を進める必要があると考えられる。また第二に、本稿の試行的分析を手がかりに、食品偽装とは異なるタイプの企業行動の社会問題化の過程について事例分析を蓄積しつつ、こうした多様な企業行動の社会問題化過程の詳細な分析から、どのような理論的・実践的含意が引き出せるかを、具体的に検討していく必要があるだろう。理論的には、本稿で試みた企業行動の社会問題化過程の分析を、近年注目を集めている、実践（practice）ベースの組織論と新制度派組織論（new institutionalism in organizational analysis）と接合することによって、企業組織分析のミクロマクロリンクを可能にする、新たな実証研究方法を構想することも可能であると考えられる。

注

- 1) 例えば Fuller and Myers (1941) は、人々の価値判断の影響次第で、状況の定義とその解決の方法が異なるものになるとした上で、社会問題は「人々がそうであると思うものであり、たとえそれが周縁部の人々や研究者からすると問題であることだとしても、それに関係している人々が社会問題であると定義しない場合、その人々にとっては問題ではない (p. 320)。」としている。
- 2) 中河 (1999) が例として挙げているものは、一続きの〈ここーいま〉の切片の中での問題をめぐる語りを会話分析や言語分析の手法を取り入れて分析する研究、問題に関わる特定の制度的場面をエスノグラフィーの方法で調査する研究、特定の問題とその解決をめぐる複数の場面を横断する問題過程の研究、社会問題をめぐる集合表象の歴史を言説史のアプローチに依拠して調べる研究である。詳細は中河 (1999) を参照。
- 3) 例えば、資源動因論を動員して喫煙の逸脱化をめぐるポリティクスを考察したトロイヤーとマークル (1983) や政治学/マスメディア研究の 'Agenda Setting' の概念を用いて児童虐待問題の構築過程を分

析した Nelson (1984) がある。

- 4) オントロジカル・ゲリマンダリングとは、社会問題の構築主義的な説明を成り立たせる上で、研究者が自分たちの都合に合わせて、存在論上の境界線（何が「あり」何が構築物なのか）を恣意的に区分してきたという指摘である。詳しくは、ウールガーとポーラッチ（1985）を参照。
- 5) ウールガーとポーラッチ（1985）の指摘に対するイバラとキツセ（1993）の対応と、それに対する様々な立場からの批判についての詳細は、中河（1999）を参照。また別の論争として、構築主義アプローチが登場した当初に展開された、主観－客観論争があげられる。これについて中河（1999）は、構築主義とは「客観主義」に對置されるような意味合いでの「主観主義」のアプローチではなく、このような批判は構築主義のつぼを十分に押さえていない論者からの指摘であると述べている。
- 6) 例えば草柳（2004, 2007）は、「問題」をめぐるやりとりは、「問題化」しようとする人々の活動であると同時に「社会問題」へと可視化させない力の作用する過程でもあると述べている。言論を通じて問題が論じられ争われることは、一般的な形式であるが、時にわれわれは言葉にできないと思えるような問題を感じたり、言葉にはできてもそれを実際に口に出すのを躊躇あるいは現に口にできない場合があったりする、ということである。
- 7) エージェンシーとは、様々なアクターの集合体である「集成的アクター」の能力、可能性、素質などをさし、これに関連して好みや使用なども変化する。このエージェンシーは、環境の変化に応じて進化する。詳細は Callon (2004) を参照。
- 8) 宇治山田市史上巻。
- 9) おかげ横丁ホームページ。
- 10) Yahoo! グルメ。
- 11) これについては Spector and Kitsuse (1977) を参照。
- 12) 中日新聞 2007 年 10 月 13 日朝刊。
- 13) 伊勢新聞 2007 年 10 月 13 日。
- 14) 中日新聞 2007 年 10 月 13 日朝刊。
- 15) 伊勢新聞 2007 年 10 月 13 日。
- 16) 伊勢新聞 2007 年 10 月 13 日。
- 17) Yahoo! グルメ
- 18) 中日新聞 2007 年 10 月 13 日朝刊「社説」。
- 19) 中日新聞 2007 年 10 月 25 日夕刊。
- 20) 中日新聞 2007 年 10 月 12 日夕刊。
- 21) 計算の中心については Latour (1996) を参照。
- 22) 赤福ホームページ。
- 23) もちろんこれらを規定していくアクターには、それを作るための「餅」や「小豆」、「砂糖」といった原材料、それらをつくったり販売したりするための道具の存在も含まれる。
- 24) この過程には、マーケティング戦略を考える上で重要な視点となる、様々なアクターによる相互規定が行われていると考えられるが、ここでは紙幅の都合上省略する。
- 25) 三重県保健所がこの翻訳を正当化していた。
- 26) 伊勢新聞 2007 年 11 月 4 日。
- 27) 伊勢新聞 2007 年 10 月 24 日。
- 28) 三重県議会平成 19 年第 4 回定例会意見書。

参考文献

- 草柳千早（2004）『「曖昧な生きづらさ」と社会—クレーム申し立ての社会学』世界思想社。
- （2007）「身体と相互行為秩序」山岸健編『社会学の饗宴Ⅰ 風景の意味—理性と感性』三和書籍、2007年、167-191 ページ。
- 古賀広志他（2007）「情報経営研究の新展開！『日本情報経営学会第55回大会予稿集』、97-106 ページ。
- 徳岡秀雄（1997）『社会病理を考える』世界思想社。
- 中河伸俊（1999）『社会問題の社会学—構築主義アプローチの新展開』世界思想社。
- 松嶋登（2006）「企業家の翻訳プロセス：アクター・ネットワーク理論における翻訳概念の拡張」神戸大学ディスカッションペーパー。
- Callon, M. (1986) "Some elements of a sociology of translation: domestication of the scallops and the fishermen of Saint Brieuc Bay" in Law, J. (Ed.) *Power, action and belief: A new sociology of knowledge?*, Routledge and Kegan Paul.
- （2004）"The role of hybrid communities and socio-technical arrangements in the participatory design" 武蔵工業大学環境情報学部情報メディアセンタージャーナル第5号（川床靖子訳「参加型デザインにおけるハイブリッドな共同体と社会・技術的アレンジメントの役割」上野直樹・土橋臣吾編『科学技術実践のフィールドワーク：ハイブリッドのデザイン』せりか書房、2006年、38-54 ページ）
- Callon, M. and Law, J. (1997) "After the individual in Society: Lessons on Collective from Science, Technology and Society" *Canadian Journal of Sociology*, No. 2, Vol. 22（林隆之訳「個と社会の区分を超えて」岡田猛他編『科学から考える：人工知能からカルチュラル・スタディーズまで14の視点』北大路書房、1999年、238-257 ページ）。
- Callon, M. and Latour, B. (1981) "Unscrewing the big Leviathan: how actors macro-structure reality and how sociologists help them to do so" Knorr, K. & Cicourel, A. (Eds.) *Advances in social theory and methodology: Toward an integration of micro-and macro-sociologies*, Routledge & Kegan Paul
- Emerson, R. M. and Messinger, S. L. (1977) "The Micro-Politics of Trouble," *Social Problems*, 25, pp. 121-134.
- Fuller, R. and Myers, R. (1941) "The National History of a Social Problem," *American Sociological Review*, 6 (June), pp. 320-328.
- Latour, B. (1987) *Science In Action: How to follow scientists and engineers through society*, Harvard University Press（川崎勝・高田紀代志訳『科学が作られているとき：人類学的考察』産業図書、1999年）
- （1996）"Ces réseaux que la raison ignore: laboratoires, bibliothèques, collections" Baratin, in M. & Jacob, C. (Eds) *Le pouvoir des bibliothèques: la mémoire des livres en Occident*, Albin Michel（田村真理訳「理性の知らないネットワーク」岡田猛他編『科学から考える：人工知能からカルチュラル・スタディーズまで14の視点』北大路書房、1999年、258-277 ページ）。
- （1999）*Pandora's hope: Essays on Reality of Science Studies*, Harvard University Press（川崎勝・平川秀幸訳『科学論の真在：パンドラの希望』産業図書、2007年）。
- （2005）*Reassembling the Social: An Introduction to Actor-Network-Theory*, Oxford University Press.
- Mauss, A. L. (1977) "Review of social problems books," *Contemporary Sociology*, 6, pp. 602-606.
- Nelson, B. J. (1984) *Making an Issue of Child Abuse*, University of Chicago Press.

- Merton, R. K. (1966) "Social Problem and Sociological Theory," in Merton, R. K and Nisbet, P. A (eds.), *Contemporary social problems*, (2nd ed.), New York: Harcourt, Brace (「社会問題と社会学理論」森東吾他訳『社会理論と機能分析』青木書店、1969年、410-471 ページ).
- Spector, M. and Kitsuse, J. I. (1977) *Constructing Social Problems*, Cummings (村上直之・中河伸俊・鮎川潤・森俊太訳『社会問題の構築—ラベリング理論をこえて』マルジュ社、1990年).
- Troyer, R. J. and Markle, G. E. (1983) *Cigarettes: The Battle Over Smoking*, Rutgers University Press (中河伸俊・鮎川潤訳『タバコの社会学：紫煙をめぐる攻防戦』世界思想社、1992年).
- Woolger, S. and Pawluch, D. (1985) "Ontological Gerrymandering: The Anatomy of Social Problem Explanations," *Social Problems*, 32, pp. 214-227 (平英美訳「オントロジカル・ゲリマンダリング—社会問題をめぐる説明の解剖学」平英美・中河伸俊編『構築主義の社会学—論争と議論のエスノグラフィ—』世界思想社、2000年、184-213 ページ).

A Methodological Study on the Social Problematization of Corporate Behaviors

— From the perspectives of the sociology of social problems and
the politics of translation —

Shiro Takeoka, Naoya Takayanagi, Takaya Kawamura

Summary

This paper attempts to analyze the process of the social problematization of corporate behaviors in terms of the sociology of social problems and the actor-network theory. The social constructionistic approach in the sociology of social problems has been criticized since it "gerrymanders" the ontological existence of social problems. This paper explores a possible solution to this "constructionism debate" by introducing conceptions of the actor-network theory, which includes non-human actors as the objects of analysis. We analyze mass media and Internet on the alleged malpractices of a Japanese food manufacturer in terms of "translations" and "obligatory passage points," and develop a new explanation for the process of the social problematization of the corporate behaviors.